

令和3年度各部定期監査の結果に関する報告（前期）

第1 監査の概要

目黒区監査委員監査基準に準拠して行った監査の内容は以下のとおりである。

1 監査の種類

各部定期監査

2 監査実施期間（健康推進部、保健所を除く）

令和3年4月7日（水）から令和3年8月18日（水）まで

3 監査の対象

令和2年度の財務に関する事務の執行状況等

4 監査対象部局及び日程

別添「令和3年度各部定期監査日程表」のとおり

5 監査の実施内容及び着眼点

各部定期監査は、令和2年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事務の管理について、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定に基づき、適正かつ効果的に行われているか、経済性、効率性、有効性は確保されているか等について、以下の各項目を着眼点として実施した。

- (1) 収入の確保が適正に行われているか。
- (2) 予算が適正かつ効率的・効果的に執行されているか。
- (3) 契約の締結及び履行の確認が適正に行われているか。
- (4) 事務事業の執行が計画的かつ合理的に行われているか。
- (5) 財産の管理が適正に行われているか。
- (6) 従前の指摘事項が是正されているか。

6 監査の方法

書類調査及び説明聴取の方法により実施した。

第2 監査の結果

1 指摘事項

監査の結果、次のような是正及び改善を要する事項が見受けられたので指摘する。

なお、軽微な事項は口頭で注意した。

(1) 服務事務における事務処理を誤っていたもの

計算誤りにより、会計年度任用職員に年次有給休暇を多く付与し残数に誤りがあつたため、報酬の支給額に誤りが生じたものがあつた。

(戸籍住民課、障害者支援課)

(2) 給与事務における事務処理を誤っていたもの

新型コロナウイルス感染症対策における緊急事態宣言の中で、業務の縮小・休止により応援業務等に職員を充てている場合の旅費の計算誤りにより、支給額に不足が生じているものがあつた。

(南部地区サービス事務所)

(3) 会計事務における事務処理を誤っていたもの

ア 委員報酬について、法定調書が作成されていないものや、作成が誤っていたものがあつた。

(総務課、危機管理課、高齢福祉課)

イ 契約相手方の建築設計事務所（個人事業主）を法人と誤認したため、所得税等の徴収漏れが生じ、延滞税等を発生させた。

①所得税等源泉徴収漏れ額 3,351,811円

②延滞税等 239,000円

(施設課、防災課、高齢福祉課)

ウ 公共料金（携帯電話使用料）の支払いについて、作成されたリストに誤りがあり、支出した所属・予算科目に誤りがあつた。

(契約課)

エ 歳入調定の特例起案について、決定日が空欄のものが多数あつたほか、日々処理されるべき調定がまとめて処理されているものがあつた。一部は昨年度、口頭による指摘事項であつたものが改善されていなかった。

(人権政策課)

オ 庁用車に係る駐車場料金、ガソリン料金の資金前渡について

①特定の目的のため前渡された経費を、違う目的に流用していた。

②記帳する必要がない経費を記帳していた。

③手元に保管している現金がないにもかかわらず、経費の支払いが行われて

いた。

(子育て支援課)

カ 新型コロナウイルスによる緊急事態宣言下における臨時休業期間中等の家庭学習支援のためレンタルしたモバイルルーターについて、4つの小中学校が返却期日までに返却しなかったため、88万円の延滞料が発生した。

①小学校分(3校) 798,600円

②中学校分(1校) 81,400円

(学校ICT課)

(4) 契約事務における事務処理を誤っていたもの
軽微な事項は口頭で注意したため、指摘事項はなし。

(5) 予算管理における事務処理を誤っていたもの

区営住宅等指定管理業務委託に係る経費には複数の予算科目があり、それぞれの予算科目ごとに四半期ずつ前金払いで支出し、予算科目ごとに年度末に清算を行うべきものである。この科目の中に予算不足となったものがあつた。指定管理者からは事業報告書が毎月提出されるため、年度途中で予算不足の科目があることを把握できたにも関わらず、財務上必要な手続を行わずに年度末に不足した科目と残余のある科目とで相殺していた。

(住宅課)

2 意見・要望事項

今回の監査において、改善に向けて検討を要すると思われる事項等も見られたので、以下のとおり意見・要望を述べる。

(1) 共通事項

ア 基本計画の改定について

(ア) データに基づいた現状分析について

当然のことと思われるだろうが、徹底されていない部分がある。

例えば、本区の世帯状況を見ると、近年の国勢調査の結果からは、核家族世帯数は横ばい傾向にあり、一方で、単身世帯数は急増し、既に世帯総数の過半を占めるまでになっている。いまや単身世帯が多数派という家族形態の変化のもとでの区政執行のあり方が問われる時代にある。

ところが、最近でも、今年3月に改定された保健医療福祉計画や令和3年教育行政運営方針の一部では、依然として「核家族化の進行」という状況認識による記述が見られた。

データの再確認を行いながら、適切に改定作業を進めてほしい。

(政策企画課、ほか全課)

(イ) 持続可能な開発目標 (SDGs) について

改定作業においては、区の施策と関連付けを行い、国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にある「持続可能な開発目標 (SDGs)」の達成を目指すことが予定されている。

基本計画において、こうした国際目標に全面的に歩調を合わせることは今までなかった。したがって、区民はじめ同計画の執行に関わる関係者や職員の理解を深める点等から、計画の中で、区としてこれに取り組む理由や意味などを十分明らかにしておく必要がある。

また、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の前文等に掲げられた「誰一人取り残されない」という誓いはたいへん意義深い。

資源等の様々な制約から、福祉サービスの提供においても、利用枠などを設けなければならないケースがあり、事業の射程が「最大多数の最大幸福」にとどまる現実がある。各分野の施策を「誰一人取り残されない」という視点で見直し、この誓いに合致した、より望ましい転換を少なからず図ることができるならば、これはこれで一つの「区政の再構築」といえるのではないだろうか。

既に基本構想の本文中にこの言葉が使われているが、基本計画でもこうした方針を採用する場合には、その実質が伴うような施策の改善も検討してほしい。

(政策企画課、ほか全課)

イ 収入未済額の縮減について

2年度の収入未済額の状況は以下のとおりである。

会計区分	収入未済額	増減額 (前年比)	増減割合
一般会計	16億 313万円余	△1億 5,897万円余	△9.0%
特別区税	9億 7,374万円余	△1億 4,883万円余	△13.3%
国民健康保険	13億 1,176万円余	△3億 8,401万円余	△22.6%
後期高齢者医療	5,089万円余	△447万円余	△8.1%
介護保険	1億 3,173万円余	△1,257万円余	△8.7%
合計	30億 9,753万円余	△5億 6,004万円余	△15.3%

※「国民健康保険」以下はいずれも特別会計

昨年度に続き顕著な減少が進んでおり、滞納対策課はじめ各所管課の努力を大いに評価したい。

しかし、収入未済額は多額であり、区民負担の公平性や財源確保の観点か

ら、今後もその改善に一層の取組が求められる。特別区民税、国民健康保険料、介護保険料、生活保護弁償金や各種貸付金の返還金など、各事業に係る未収金を含め、引き続き収入未済額の更なる縮減に努められたい。

(滞納対策課、ほか債権所管課)

ウ 会計事務について

契約相手方（個人事業主）を法人と誤認したため、所得税等の徴収漏れが生じ、延滞税等を発生させた事案については、2年度に指摘したが、3年度も複数の課に対して指摘するところとなった。

個人事業主に対して所得税法第204条第1項各号に掲げる報酬、料金、契約金又は賞金を支払う際には、区の予算科目にかかわらず、同法の規定により所定の所得税等の源泉徴収を行う必要がある。徴収漏れが今後生じることのないよう、適正な事務処理の手順を改めて周知し徹底してほしい。

(人事課、契約課、会計課、ほか全課)

(2) 個別的事項

ア 企画経営部関係

行財政改革の取組について

行財政改革に関しては、今後は行革計画を策定せずに、基本計画で基本的な考え方を示し、実施計画や分野別計画（補助計画・方針等）を通じて、具体的かつ計画的に取り組むこととなった。

いまは、行革計画の中で、着手するメニュー（項目）が掲げられ、それぞれの現状と課題、取組の方向性、期待される効果、スケジュールなどが明らかになっている。そして、項目ごとに、毎年度の進み具合がまとめられ、議会報告も行われて、適切に進行管理がなされてきた。

長年の努力から、解決済みの課題も多くなり、今後単独の計画としての維持が難しくなったことは仕方がない。しかし、そうした計画の分散方式を採用にしても、課題設定、スケジュールや進捗度など、外部からのチェックが十分可能なように、毎年度の進行管理の水準は維持していくことが求められる。何らかの対応策を検討しておいてほしい。

また、現行の行革計画において、未達成となった項目に関しては、新たな計画体系の中に改めて位置づけ直し、遅れた要因を取り除きながら、しっかりと進めることを要望する。

(政策企画課)

イ 情報政策推進部関係

ICT化推進に係る方針等の明確化について

時代に即した情報政策を展開していくため、本年4月に情報政策推進部、行政情報マネジメント課、DX戦略課の新設等の組織改正が行われた。新型コロナウイルス感染症拡大の中で、ICT化の一層の促進が求められ、情報政策課やDX戦略課の役割に大きな期待がかかる。

さしあたり、情報化推進計画改定の課題が残り、DXの進め方も見えていないことから、やはり今後の展開に係る方針や取組の方向性を明らかにすることがまず求められる。

加速されるICT技術の進歩とその活用方法の急速な浸透や、自治体の業務システムの標準化を含む、新たに創設された国のデジタル庁の動向など、見通しが立てにくい時期に入っていることは理解できる。

だが、わからないなりに考え方を整理することも大切である。政策推進のもとにある方針等が不明確なままでは、それを事後に検証し、必要な軌道修正を行うことも、また今後のための教訓も得難い。試行錯誤を重ねる局面といえる。

新たな組織を創設し、必要な予算を組み、人員を配置するに至った状況認識を踏まえ、そこから導き出される、当面の考え方や進め方を出来るだけ早く明らかにしてほしい。

(情報政策課、DX戦略課)

ウ 総務部関係

(ア) 職員数について

職員数は、昨年度の22人増から、3年度も4名増、2年度に創設された会計年度任用職員は81名の増となった。

新型コロナウイルス感染症拡大等の状況があり、2年度は増員が避けがたい事情もあったものと推察するが、財政難を訴える中では、厳しい目が注がれる点と思われる。職員数の一層の適正な管理に努められたい。

(人事課)

(イ) 新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言期間中の契約事務について

緊急事態宣言期間において利用休止した施設に係る維持管理等の委託契約に関しては、契約課長と教育政策課長から各所属長宛てに次のような内容の通知がなされていた。

- ・「事業者との事前協議なしに即座に従業員に一切業務に従事させない、出勤をさせない等の対応はしない」こと。
- ・「可能な限り、履行期間の別の時期に業務を振り替える、代替業務に従

事してもらおう等の対応を前提に事業者と協議し、事業者従業員の雇用の維持・確保につながるよう努めること。

この結果、監査の説明聴取の範囲では、従業員の休業はほとんど検討されずに、代替業務を定め、契約を履行させたケースが多かった。その中には、清掃業務委託において、利用者がいない施設の清掃を継続した事例も見られた。

事業者が休業手当を支払い、従業員を休ませた際の同手当の補填に関しては、今回、国の雇用調整助成金等の特例措置が用意されていた。その利用が可能な事業者に対しては、無理に代替業務を設定することなく、雇用調整助成金等を受けてもらい、更に不足する費用を区が補充するという方策もあったのではないかとと思われる。

雇用を守るという方針は正しく、経験のない事態のもとで、できる限り混乱のないようにという配慮は認められるが、関係の制度等を踏まえ、もう少し幅広い対処法の例示などがあればなお適切だった。対応方針と契約の履行状況の検証を十分に行い、今後に生かしてほしい。

(契約課、教育政策課)

エ 危機管理部関係

災害時の受援・応援計画の策定について

新型コロナウイルス感染症拡大下においても、世論調査等では震災や風水害をはじめとする災害対策への優先的取組が要望されている。そのため、2年度においては、同感染症対策本部運営の重責を担いながら、「避難所における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル【暫定版】」の策定、防災行政無線音声自動応答サービスにおける「テレドーム」の運用開始、災害情報共有システムの導入など、危機管理室として積極的に進められた。

また、本年4月には、危機管理室が組織条例上の部である危機管理部に改編され、危機管理課も新たに設けられて、執行体制の強化が図られたところである。

今後は、災害時の受援・応援計画の策定が予定されている。これに関しては、今までに多数結ばれてきた事業者や関係団体との災害時の協定が生きてくるものと思われるので、それらを適切に組み込み、実効性ある計画をつくってほしい。

加えて、この計画づくりを契機に、災害時ボランティアセンターの具体的な整備に係る調整も社会福祉協議会と進めておくことを要望する。

(危機管理課)

オ 区民生活部関係

(ア) 滞納対策について

2年度には、執行体制が従来からの地区担当制から滞納状況に応じた金額別担当制に改められた。これにより、現年度分の早期着手や累積滞納案件の集中的な滞納整理が進められ、累積滞納50万円以上の件数を3割近く減少させることができている。

加えて、電子による財産調査やオートコールシステムも導入し、滞納整理の更なる効率化が図られたところである。

様々な工夫を意欲的に重ね、努力を継続し、成果を上げていることを高く評価したい。これからも実情に応じた効果的な手法を積極的に採用して、税や保険料等の滞納の一層の減少を実現するように期待する。

(滞納対策課)

(イ) 住区会議室の管理運営について

住区会議室は、すべての住区に設置されており、施設の利用や運営方法に差異が見られる場合には、常にその妥当性が問われることになる。

今月から、同会議室の夜間区分の利用時間が午後9時までに短縮された。この利用に関しては、例えば、閉館時間が迫る中での利用者への声がけの仕方が場所により異なり、実質的に使用できる時間に違いが生じているのではないかとの意見が従来からある。

また、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の発出時等においては、同会議室の利用が全面又は一部休止される事態となった。そのため、休止期間中の指定管理業務も停止等されたが、同業務に従事している人たちの勤務の扱いに関しては、住区住民会議により相違が生じている。

それぞれにおいて合理性はあるものと思うが、利用者や関係者に不信感や不満を抱かれないように、なお丁寧な説明と対応に努められたい。

(地域振興課、地区サービス事務所)

カ 産業経済部関係

新型コロナウイルス感染症拡大下の事業者支援について

商工相談員を増員し、相談体制の充実を図りながら、「新型コロナウイルス緊急融資あっせん」や「めぐろ地元のお店応援券事業」などの実施に努めていた。事業の中には、「新型コロナウイルス対策融資支援金」や「店舗賃料減額助成制度」のように、国や都の制度のはざまを埋めるものもあり、きめ細かい対応が見られた。

ただし、利用の少なかった事業もあり、予算規模が大きい「めぐろ地元のお店応援券事業」を含めて、今後その効果等の検証が求められる。

3年度においても、「キャッシュレス決済によるポイント還元・プレミアム付商品券事業」等の実施が既に決まっているが、引き続き、事業者の置かれた状況を十分把握し、その意見と要望を踏まえ、必要な支援に努められたい。

(産業経済・消費生活課)

キ 文化・スポーツ部関係

学校開放について

新型コロナウイルス感染症の拡大により、前年度の緊急事態宣言の期間中は、基本的に学校施設の開放は中止されてきた。

それ以外の期間では、元年度は全校で実施されていた団体開放も、2年度は、校庭開放で約25%、体育館開放では約54%の学校において未実施という結果となり、開放の判断にばらつきが見られた。また、3年度においては、6月以降、校庭開放を皮切りに、同感染症の流行状況を踏まえながら、準備の整った学校から順次開放が再開されつつあるが、やはり学校により違いがある。

学校開放は、学校教育に支障のない範囲で、各校に設置された学校開放運営委員会が運営している。したがって、学校行事等の時期や、同感染症拡大下においては、体育館の位置(利用のためには校内を通る必要がある)などにより、開放の可否の判断が分かれるのは当然である。しかし、整備された環境が比較的似ている校庭の開放がまちまちになっているのは、利用者からすると理解されにくい。

同感染症の状況が予断を許さず、慎重な判断をせざるを得ない点は承知するが、開放されている学校とされていない学校が生じる場合には、未実施校の地域の利用者から不公平感を抱かれやすい。

開放しないときには、その合理的な理由を明らかにして、関係者に十分説明することが求められる。また、同感染症対策を徹底すれば再開可能な場合には、学校開放運営委員会とよく連携し、速やかな開放に向けて調整されたい。

(スポーツ振興課)

ク 健康福祉部関係

(ア) 保健医療福祉計画の改定について

改正された社会福祉法に基づき、保健医療福祉計画では、「地域共生社会の実現」が基本理念の中に掲げられた。

地域共生社会は、同計画中で「包摂的なコミュニティ」とも説明されており、コミュニティ施策との関連において、実現しようとする目標の違いがわかりにくい。

例えば、町会・自治会や住区住民会議の構成員が、生活支援体制整備事業

の協議体のもとに、支え合い活動を行うと、それは地域共生社会の実現に向けた取組とみなされる。ところが、同じ人が町会・自治会や住区住民会議の場で、似たような助け合いの活動を行えば、それはコミュニティづくりとなってくる。

こうした関係者からすると、意味のない、行政側の都合による縦割り事象と受け取られるのではないかと思われる。

社会福祉法の規定や国の政策との整合性から、「地域共生社会の実現」を目標にすることはむしろ求められている、という状況はわかる。そうであるならば、同じ区の政策として、コミュニティ形成との関係や相違点などの説明が、どこかで必要である。今後対応を検討されたい。

(健康福祉計画課、地域振興課)

(イ) 避難行動要支援者の個別支援プランの作成について

災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画（個別支援プラン）の作成が努力義務化された。

現在区が同プランの作成対象としている避難行動要支援者名簿の登録者数は、3年3月末現在で9,592人である。それに対して、元年度の作成件数は288件、2年度は295件となっており、対象者数に比べてまだ少ない。

当面は、優先順位をつけて、必要度の比較的高い対象者から作りながら、早急に避難支援者の確保策を講じ、作成のペースを上げるように努めてほしい。

(健康福祉計画課)

(ウ) 生活福祉課の再発防止策について

平成29年に発覚した生活保護費の着服事件に関しては、策定された再発防止策がその後適切に実施されているどうかの確認を中心に、毎年の各部定期監査の中で重点的にチェックを行ってきた。

事件発生から約4年となり、金銭管理事務処理基準の改正とその徹底、保護台帳の記載事項の明確化とチェックリストによる状況確認、金銭管理支援委託事務の活用など、再発防止策に掲げられた項目は既にほとんど実施されている。

課題となっていたケースワーカーの地区・受給者別の担当年数については、年数を緩める意見もあった中で、当初方針どおりの2年間で決着し、そのような運用がなされていた。各自の負担は大きくなるが、より不正を生みにくい短い年数を選択したところに、所属職員の真摯な姿勢が感じられた。

こうした取組を継続し、必要な改善を更に重ね、事件を風化させないように、次代の職員へしっかりとつなげて行ってほしい。

ケ 子育て支援部関係

(ア) 児童相談所の開設に向けた検討について

関係機関等の意見聴取も行いながら、本年7月に「区立児童相談所設置に向けた基本的な考え方」がまとめられ、設置に係る現状と課題や、今後の取組の方向性が明らかにされた。この考え方にに基づき、これから「施設整備に向けた取組」等に着手することになるが、区での児童相談所の設置は、同時に東京都品川児童相談所の解体を意味してくる。したがって、都の意向や関係区（品川区、大田区）の動向も、本区の現実的な選択肢を左右し、その計画に影響を及ぼすことになる。

また、例えば、他区との一時保護所の共同設置を検討する場合には、前提として、実際に協力可能な区がどれくらいあるのかという点が明確になっていなければならない。

こうしたことから、今後の検討にあたっては、各段階時点での都の意向や他区の取組状況をできる限り明らかにしたうえで進めるようにしてほしい。

(児童相談所設置調整課)

(イ) 代替屋外遊戯場送迎事業について

夏季の水遊び場が十分でない保育所もあるため、ヒーローバスを活用し、今年度から区立園のプールを利用できるように送迎する事業が新たに試行されている。

プール活動は、子どもの重大事故につながりやすいものであり、とりわけ慎重な対応が求められる。利用する園には下見を十分に行わせ、適切な監視・指導体制の確保や緊急時への備えなど、利用条件を明確にして、区としても十分な支援を行い、実施するように要望する。

(保育計画課)

コ 都市整備部関係

自転車の安全利用に係る取組について

区内では、「スマートフォンを見ながらの運転」や「スピードの出しすぎ」など、事故を引き起こしかねない自転車の危険運転が後を絶たない。

このため、区は、昨年目黒区自転車の安全な利用の促進に関する条例を制定し、保険加入やヘルメット着用の促進等に取り組むと共に、本年5月には、自転車の安全な利用への対応策を含む第10次交通安全計画を策定した。同計画では、達成目標に「自転車安全利用意識の定着」を掲げ、自転車安全利用に対する取組として、自転車利用ルールの周知や安全運転の徹底などが定められて

いる。

自転車利用者の意識をどう変えていくかが課題であるが、やはり関係者が協力して、様々な角度から地道に働きかけることが基本となる。自転車事故の高額賠償事例や、スマートフォン画面の注視、イヤホン使用等の不注意から生じる事故の多さなど、実際に発生した事故内容に学んでもらうことがまず大切である。また、スピードについては、速さと運動エネルギー（事故時に人や物を突き飛ばす力となる）の関係が2次関数であるため、スピードが2倍になると運動エネルギーは2倍ではなく4倍、3倍になると9倍になる。こうした事実の周知により、スピードを上げることが想像以上の大事故につながる恐ろしさを、改めて感じる人もいるかも知れない。多様なアプローチが求められる。

警察署と連携し、自転車利用者が一層歩行者を気遣い、交通ルールを守る行動をとるように、効果的な働きかけに更に努められたい。

(土木管理課)

サ 街づくり推進部関係

自由が丘駅周辺地区の整備について

自由が丘駅周辺地区における街づくりに関しては、現在複数の取組が活発に動き出している。ただ、全体的なプランは明らかでなく、その進捗状況は、街づくり勉強会が開催され始めたところ、市街地再開発準備組合を設立した地区、既に市街地再開発事業が決定され再開発補助金の交付を受けているエリアなど、様々である。

こうした地域それぞれの動きの情報共有や意見等の調整を図るため、区としては、自由が丘街づくり連絡調整会の開催等の支援を行ってきた。その中で、2年度においては、区の援助のもと、都市再生推進法人（株）ジェイ・スピリットが、街づくり方針となる「自由が丘駅周辺地区グランドデザイン」を策定し、区に提案するに至った。

これを受け、本年度においては、地域や事業者等と連携し、エリアプラットフォームを構築して、同駅周辺地区の将来像を明確にした「未来ビジョン」の策定に乗り出すこととなっている。

同ビジョンの検討にあたっては、区もそれを作成するエリアプラットフォームの一員という立場になると思われるので、区民や来街者等の意見もよく踏まえたビジョンとなるように適切に取り組んでほしい。

また、未来ビジョンの策定を契機に、同駅周辺が具体的にどのように変わってゆこうとしているのかについて、広くかつわかりやすい周知に努めることも要望する。

(地区整備課)

シ 環境清掃部関係

食品ロス削減対策のフードドライブ事業について

フードドライブ事業は、これまで区の消費生活展や、エコライフめぐろ推進協会のエコまつり・めぐろなどで実施されてきた。本年4月からは、両者の調整により、常設のフードドライブ受付窓口が、エコライフめぐろ推進協会に設けられたところである。

受付する食品には、条件があり、「賞味期限の記載があり、2か月以上先の食品で常温保存が可能なもの」や「包装や外装が破損していない未開封の食品」などとなっている。このため、不要とされた贈答品等が寄付の中心になるのではないかと想定される。したがって、常設窓口とはしたが、コンスタントに一定量の寄付が集まるのかどうか、やはり懸念が残る。

フードドライブ事業とその受付窓口については、改めて十分な周知に努めると共に、実績が伸びない場合には、最終的な寄付の受領先とも相談し、寄付要件の見直しなど柔軟に検討されたい。

(清掃リサイクル課)

ス 教育委員会関係

(ア) 教育の情報化推進計画について

G I G Aスクール構想に基づき、2年度において、児童生徒1人1台の情報端末環境が整備され、既に学習での利用が始まっている。今後の学校のICT環境等に関しては、3年度に策定予定の教育の情報化推進計画（以下本項で「情報化計画」という。）において整理されていく見込みである。

その中で、これまで実施計画事業として進めてきた、小中学校のコンピューター教室で使用するパソコンの更新等については、1人1台環境の実現により、同教室のあり方も含め、再検討が必要になってきている。この事業の今後に関しては、情報化計画の中で明らかにすることが求められる。

また、モバイルルーターの延滞料支払い事案に鑑み、情報機器のより適正な管理の点から、情報化計画において、学校における責任者や担当者、それぞれの職責などを明記しておくことも重要と考えられる。策定作業の中で検討されたい。

(学校ICT課)

(イ) 図書館の電子書籍貸出サービスの導入等について

来館利用が困難な区民に対応でき、感染症流行時においても有効な図書館サービスとなることから、本年7月に電子書籍の貸出が開始された。パソコンやスマートフォンなどの情報端末が普及する現代にあって、「図書館」利用者の拡大が図れ、利用者の利便性も向上させることができる。

まずは、電子書籍の貸出が始まったことと、その利用方法等の周知を徹底し、新しいサービスの定着に努めてほしい。

この事業においては、運営に必要な情報システムや電子書籍は委託業者が提供する。そのため、一つの自治体で運営する必要性はあまりなく、他自治体との連携が比較的容易なのではないかとも考えられる。このサービスがある程度定着した後は、より幅広いコンテンツの利用が可能になるなどのメリットがあると思われるので、他自治体との共同運営についても検討することを要望する。

また、基本構想が改定され、基本計画の見直し作業が進む中で、電子書籍貸出サービスの開始により、図書館業務がサイバー空間に更に広がる時代を迎えている。現在の図書館基本方針は、旧基本構想等を前提に基本理念がつくられており、電子書籍の導入も想定していない。したがって、図書館基本方針の改定も必要となってきたので、今後検討されたい。

(八雲中央図書館)

3 推奨事項

区有施設を活用した歳入確保の取組について

総合庁舎駐車場の有料化については、以前から内部的な検討はなされていた。今回、平成30年度の課題解決実践研修からの提案を受け、改めて他自治体や事業者への調査を行い、協議や調整を重ね、安定的な事業運営の見通しがつけられた。それに基づき、事業者選定を行って、3年2月から有料化を実現することができている。

こうした粘り強い検討の結果、年間2,400万円の新たな歳入が確保された。提案した研修参加者を含め、所管課の功績を称えたい。

(総務課)

4 まとめ

今回の各部定期監査も新型コロナウイルス感染症拡大のもと、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の期間中に行われた。ワクチン接種業務も加わった健康推進部に関しては、監査自体を秋に先送りするなど、若干変則的な執行状況にあるが、多忙な中で、監査の実施にご協力いただいた関係部局には、改めて御礼を申し上げておきたい。

監査結果としては、今回監査した限りにおいて、その対象となった事務は、全体的には法令に適合し、正確に行われていることが確認できた。

なお、一部に見られた不適切な事務処理については、職場全体でミスの原因となった点の情報を共有し、マニュアル等の再確認をしながら、研修やチェック体

制の強化などにより、改めてその解消に努めるように要望しておく。

収束の機がまだ見えず、1年以上続いている同感染症のパンデミックによって、多くの人たちが疲れ果てているように思える。そうした塞ぎがちな状況の中で、今年の4月から5月にかけて実施された、医療従事者にお弁当と感謝のメッセージを届ける「心にさくらプロジェクト」は、憂うつな気持ちを和らげるものとなった。医療従事者からは、「前向きな気持ちになれた」、「多くの人に気にかけてもらっていることがわかり心に響いた」などの感謝の言葉があり、厳しい情勢の中で光明を見いだすような思いをした人も多かったのではないだろうか。中目黒の地域の方々だけでなく、クラウドファンディング等によって多くの区民が参加できる形になっており、様々な意義を込めた、たいへんよい企画であった。

同感染症拡大防止は引き続き大きな課題であるが、他方では、基本構想の改定により新しいビジョンができ、現在、基本計画はじめ複数の計画の見直しが併行して進められている。

的確に設定された政策ならば、区民福祉を向上させる、確かな変化を生むことが期待できる。各計画は、その核をなすものであり、同感染症対策を重点的に講じつつ、政策の起点となる新たな立脚地を、これからしっかりとつくり上げて行ってほしい。

以 上